

避難確保計画（津波）

施 設 名：インフィニティJOB Style

所 在 地：駿河区用宗4-18-7

管 理 者：近江なほみ

担 当 者：

電話番号：054-269-5130

2026年 6月 作成

1. 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して津波に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

2. 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

☐ 施設内における掲示

☒ 施設ホームページに掲載

☐ その他 ()

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

施設の種類	障害児放課後等デイサービスなど	
施設の形態	通所	
施設の構造	木造	2階建

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 10名	昼間 5名	休日 0名	休日 0名
夜間 0名	夜間 0名		

※利用者数は次第の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

【施設が有する災害リスク】

津波災害警戒区域	基準水位	1m
	津波到達時間	10分以内

5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合	注意 警戒レベル2 体制確立	状況把握、指揮	統括指揮者
遠地地震に関する情報の中で津波到達予想時刻等の情報が発表された場合 ※1		津波情報等の情報収集	情報連絡班
➤ 津波注意報の発表		避難誘導体制の確認	避難誘導班
➤ 津波警報の発表		装備品、備蓄品の確認	装備品等準備班
以下のいずれかに該当する場合	警戒 警戒レベル3 体制確立	状況把握、指揮	統括指揮者
➤ 大津波警報の発表		津波情報等の情報収集	情報連絡班
➤ 避難指示の発表		使用する装備品等の装着	装備品等準備班
➤ 地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合		避難誘導開始	避難誘導班
		保護者等家族への連絡	情報連絡班
		周辺住民への協力依頼	情報連絡班
	非常 警戒レベル4 体制確立	状況把握、指揮	統括指揮者
		津波情報等の情報収集	情報連絡班
		避難の完了	避難誘導班
		避難先での資機材の管理	装備品等準備班

表内の事項のほか、統括指揮者の指揮命令に従うものとする。

※1 津波到達時間が長い場合のみ。(遠地津波)

注意 南海トラフ地震臨時情報

●「巨大地震注意」が発表された場合

静岡市では、日頃から地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけます。事前避難の必要はありません。

●「巨大地震警戒」が発表された場合

静岡市では、津波浸水想定区域内の避難行動要支援者を対象に高齢者等避難を発表します。

※一般の方に対し、避難の呼びかけは行いません。

各施設では、入居者や通所者に対する、避難場所、避難方法及び家族との連絡方法等を事前に検討するようお願いいたします。

注意 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市からの避難指示等の発表や気象庁の津波警報等の発表前であっても、施設の被害状況や周辺状況などを

踏まえ、自発的かつ速やかに立ち退き避難することが重要である。

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
【津波情報】	同報無線（電話案内サービス 054-269-5656） テレビ コミュニティFM（S-Wave） インターネット > 気象庁気象庁HP (https://www.jma.go.jp/) > 静岡市防災ナビ (https://navi.bosai.city.shizuoka.jp/top-page) > 静岡市防災メール（登録用メールアドレス） (siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com)
【避難情報】	同報無線（電話案内サービス 054-269-5656） テレビ・ラジオ コミュニティFM（S-Wave） 緊急速報メール インターネット > 静岡市防災ナビ (https://navi.bosai.city.shizuoka.jp/top-page)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②静岡市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

7. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

浸水想定区域外への避難が間に合わない場合には、避難場所への避難を原則とする。

ただし、津波の到達時間や利用者の健康状態等により避難場所への避難が困難な場合において、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、基準水位よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間	避難開始基準
避難場所	静岡市用宗同人福祉センター (避難先が避難了解済み)	100m	徒歩	10分	津波警報、大津波警報
屋内安全確保	施設の2階 ／2階			1分	警戒レベル3 高齢者等避難

(4) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の避難方法

避難方法

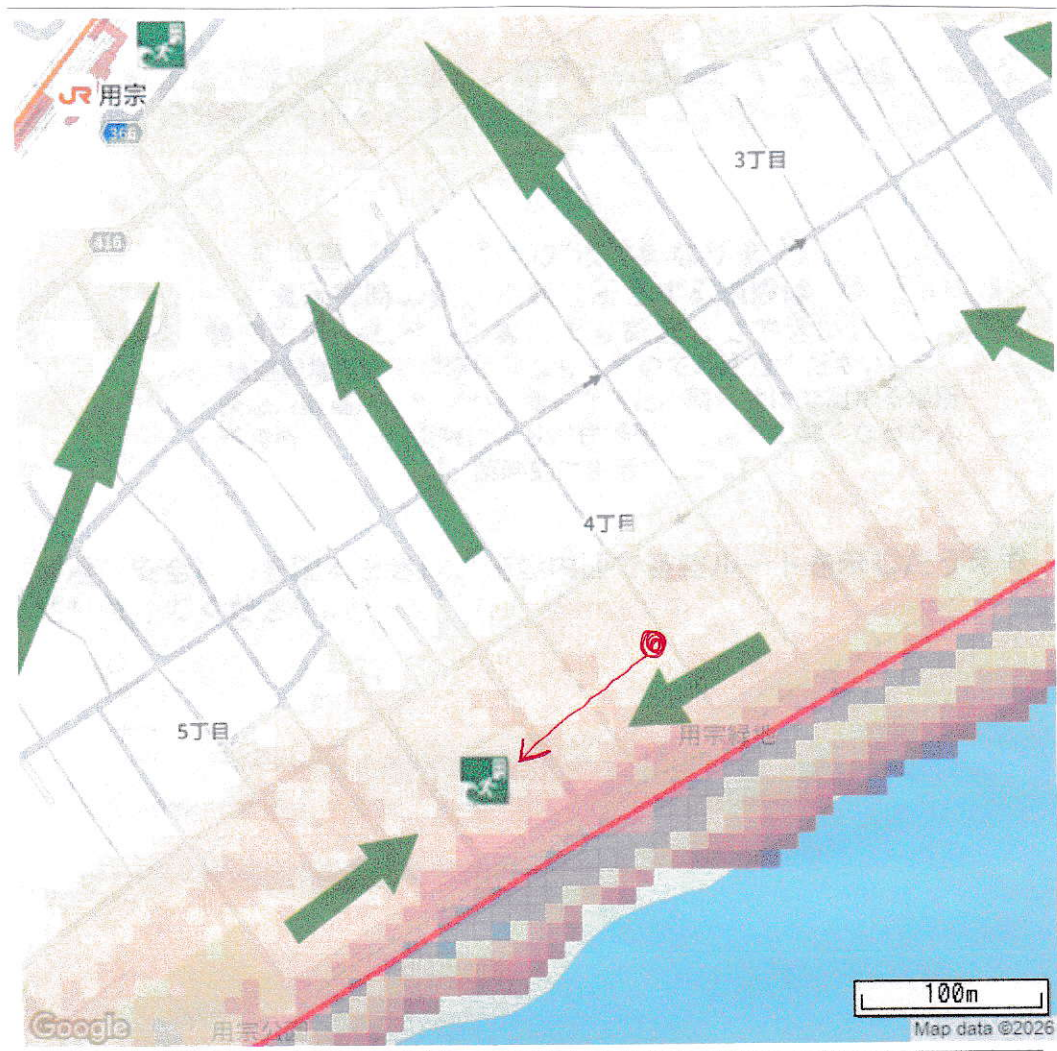
利用者の家族等への引き渡し

避難先（立退き避難の場合）

	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間	避難開始基準
避難場所		m		分	

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難先は、「津波ハザードマップ」（しずマップ）を確認し、以下の場所とする。



施設所在地		駿河区用宗 4-18-7
避難場所	名称	静岡市用宗同人福祉センター
	住所	静岡市駿河区用宗 5-21-10

8. 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。
これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置場所、保管場所
通常の設備	エレベーター	0	
	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0	
	車椅子	0	
	その他 ()		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	0	
	土のう	0	
	止水板	0	
	階段昇降機の設置	0	
	その他 ()		

9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	タブレット端末1台、インターネットに接続したパソコン4台、ファックス1台、携帯電話5台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、携帯電話5台、携帯電話用バッテリー2個、懐中電灯1台、乾電池20個、救急用品3個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分
利用者	
そのほか	ウェットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオル10枚、携帯トイレ10枚

10. 防災教育及び避難訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年3月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年9月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■避難訓練

毎年9月に全従業員及び利用者を対象に情報伝達訓練、避難経路の確認に関する訓練を実施する。毎年3月に全従業員及び利用者を対象に情報伝達訓練、避難経路の確認に

関する訓練を実施する。

■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波地域づくり法 7 1 条第 2 項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「避難訓練実施報告書」により行う。